外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である三品貴仙が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

BARAKI SPE 2 PTE. LTD.

日本における代表者　三品　貴仙

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアランタンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目八番六―六〇一号

ジイアイインベストメントリミテッド

日本における代表者　アランタン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアランタンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目八番六―六〇一号

ジイアイインベストメントリミテッド

日本における代表者　アランタン

限定承認公告

本籍静岡県静岡市葵区東草深町二丁目三四番地、最後の住所山口県下関市綾羅木本町九―一三―一八

被相続人　亡　佐伯　健作

右被相続人は平成二十六年一月十一日頃から二十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十六年六月十七日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

千葉県鎌ケ谷市南鎌ヶ谷一―五―二九―三〇八

限定承認者　桜井　里紗

限定承認公告

本籍東京都大田区東矢口二丁目九五番地、最後の住所東京都大田区東矢口二丁目六番四号

被相続人　亡　齋藤　勝子

右被相続人は平成二十五年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

東京都大田区東矢口二丁目六番四号

限定承認者　齋藤　茂雄

限定承認公告

本籍東京都練馬区氷川台四丁目三九番、最後の住所東京都練馬区春日町三丁目三一番七号

被相続人　亡　小島　正樹

右被相続人は平成二十六年三月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

東京都港区西新橋三丁目二番一号Ｄａｉｗａ西新橋ビル二階二〇一号室

相続財産管理人小島美奈子

右代理人弁護士　長谷川　純

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中区中央二丁目一〇二番地一、最後の住所浜松市西区舞阪町弁天島三五〇〇番地チサンマンション五一四号

被相続人　亡　加子　周二

右被相続人は平成二十六年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十三日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月一日

浜松市東区和田町五一九番地

相続財産管理人　加子　昌義

自己株式取得事項の通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十六年六月二十七日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　一、〇〇〇、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金五〇〇円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金五〇、〇〇〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十六年九月三十日

平成二十六年七月一日

大阪市中央区備後町三丁目三番一一号

小泉産業株式会社

代表取締役社長　梅田　照幸

事業譲渡公告

平成二十六年六月開催の乙一乃至乙十五漁業協同組合の通常総会において、乙一乃至乙十五漁業協同組合は信用事業全部を甲に譲り渡すことを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十六年七月一日

長崎県長崎市五島町二番二七号

（甲）長崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　久保田　正

長崎県長崎市毛井首町一番地一五八

（乙一）長崎市みなと漁業協同組合

代表理事組合長　川端　勲

長崎県長崎市三重町三四八番地七

（乙二）長崎市新三重漁業協同組合

代表理事組合長　柏木　哲

長崎県西彼杵郡時津町浦郷五四二番地一八

（乙三）大村湾漁業協同組合

代表理事組合長　松田　孝成

長崎県西海市大島町一三二五番地一〇七

（乙四）西海大崎漁業協同組合

代表理事組合長　宮原　満吉

長崎県佐世保市針尾西町六一四番地六

（乙五）針尾漁業協同組合

代表理事組合長　平野　重美

長崎県諫早市有喜町一三二番地三

（乙六）橘湾中央漁業協同組合

代表理事組合長　濱　正夫

長崎県長崎市戸石町一五一九番地三四

（乙七）長崎市たちばな漁業協同組合

代表理事組合長　長野　正照

長崎県諫早市小長井町小川原浦四九九番地

（乙八）小長井町漁業協同組合

代表理事組合長　新宮　隆喜

長崎県雲仙市小浜町北本町一四番地四〇

（乙九）橘湾東部漁業協同組合

代表理事組合長　井上　真二

長崎県島原市有明町湯江甲七五番地

（乙十）有明漁業協同組合

代表理事組合長　松本　正明

長崎県島原市霊南二丁目一六番地二一

（乙十一）島原漁業協同組合

代表理事組合長　吉本　政信

長崎県五島市福江町一一九〇番地九

（乙十二）五島ふくえ漁業協同組合

代表理事組合長　熊川　長吉

長崎県五島市奈留町一八三九番地七

（乙十三）奈留町漁業協同組合

代表理事組合長　大久保金政

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷二二七三番地

（乙十四）上五島町漁業協同組合

代表理事組合長　近藤　守

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷三八二番地一三

（乙十五）有川町漁業協同組合

代表理事組合長　中山　弘光

訂正公告

平成二十六年六月十七日（号外第一三五号）掲載の左記法人に係る決算公告（枠組）中、「流動負債　1,772,332」とあるは「流動負債　1,722,332」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月一日

静岡県駿東郡長泉町中土狩一〇〇七―一

一般財団法人報恩同志会

代表理事　代田　雅夫

取消公告

平成二十六年六月二十三日掲載の定款変更につき通知公告は取消します。

平成二十六年七月一日

佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木二三三番地一

株式会社オプティム

代表取締役　菅谷　俊二

正　誤

平成二十六年六月二十日付正誤欄衆議院規則の一部を改正する規則附則中「国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）」は、平成二十六年六月二十七日国会法等の一部を改正する法律の公布により「国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十六号）」となった。

同日付同欄衆議院情報監視審査会規程附則第一項中「国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十六号）」は、平成二十六年六月二十七日国会法等の一部を改正する法律の公布により「国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十六号）」となった。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月一日付第一四七号二二　四ページ●同日付政府調達第一二二号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）